

イ 循環型社会形成推進交付金の創設

平成17年度には、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための目標を設定し、国と地方が構想段階から協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。

同制度に基づく循環型社会形成に向けた取組の進捗状況をみると、既に200を超える市町村において交付金による様々な施設整備が進められている。

【循環型社会形成推進交付金の概要】

循環型社会形成推進協議会

～ 国、都道府県、市町村が構想段階から協働 ～

循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %増)

目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設	可能な限り再使用・再生利用
熱回収施設	高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)
浄化槽	経済的・効率的な生活排水処理
汚泥再生処理センター	し尿、浄化槽汚泥等を高度処理により資源化
最終処分場	安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)
調査・計画支援事業	生活環境影響調査等

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)

各種事業の実施による循環型社会の形成

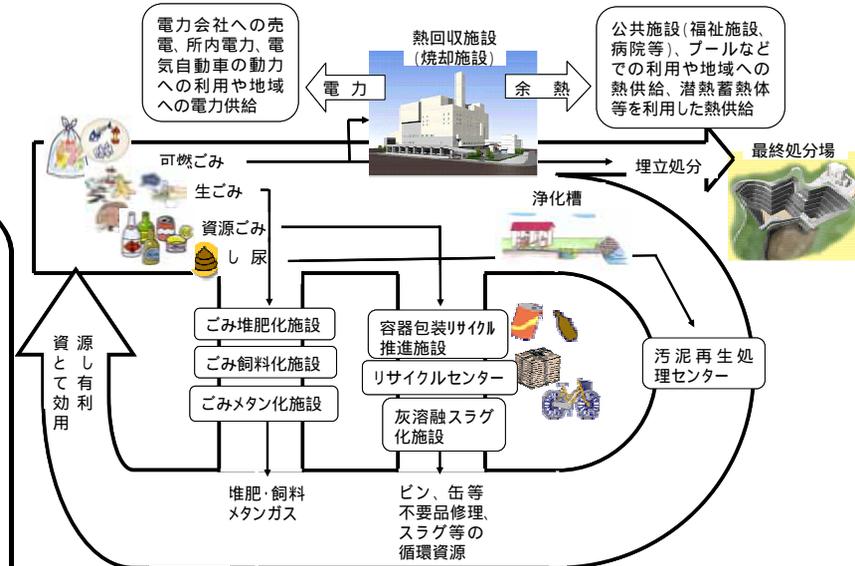
(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)

地域計画承認状況

本年度、交付金により整備を予定 82地域(233市町村)
(平成17年10月14日現在)

地域計画承認済み 63地域(193市町村)

循環型社会形成推進交付金制度による総合的施設整備



交付金の対象メニュー

- リサイクルセンター
- 生ごみリサイクル施設
- 廃棄物原材料化施設
- 熱回収施設
- 浄化槽
- 汚泥再生処理施設
- 最終処分場
- 高効率原燃料回収施設
- 施設整備に関する計画支援事業
- 等

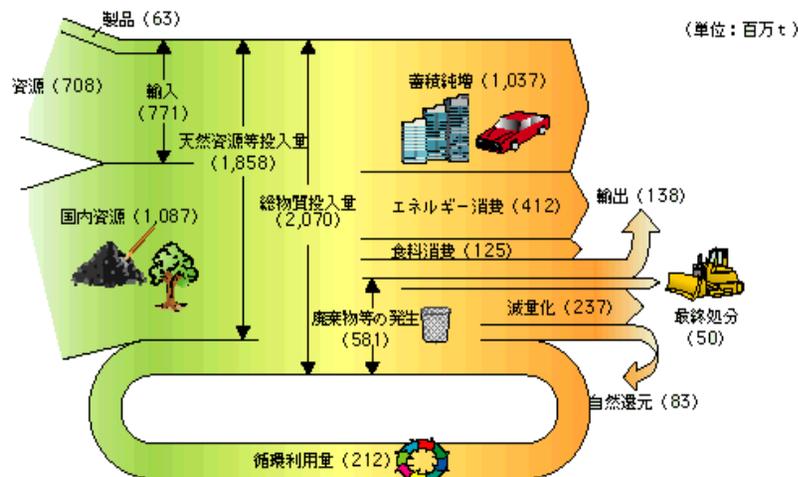
3. これらの取組を踏まえた我が国の物質循環の概況

我が国の物質フローをみると、約19億トンもの天然資源が投入されており、うち約4割（約8億トン）を輸入に頼っている。一方で、我が国から約1億トンの製品等が輸出されている。

また、総物質投入量の約3割（約6億トン）が廃棄物等となっており、うち約3割（約2億トン）が循環利用されているほか、約1割（約5千万トン）が埋め立て等により最終処分されている。

物質フローを踏まえた我が国の資源生産性、循環利用率は一定の伸びをみせているものの、循環型社会形成推進基本計画に定める平成22年度の目標の達成には一層の努力が必要な状況にある。

【我が国の物質フロー（平成14年度）】

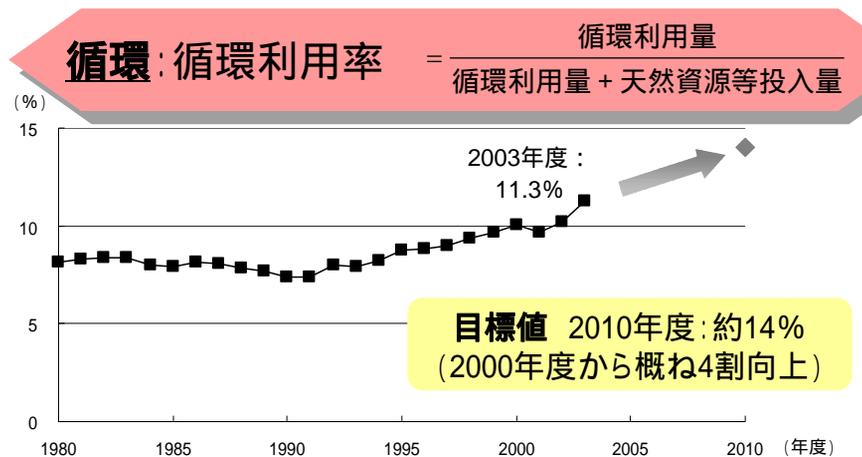
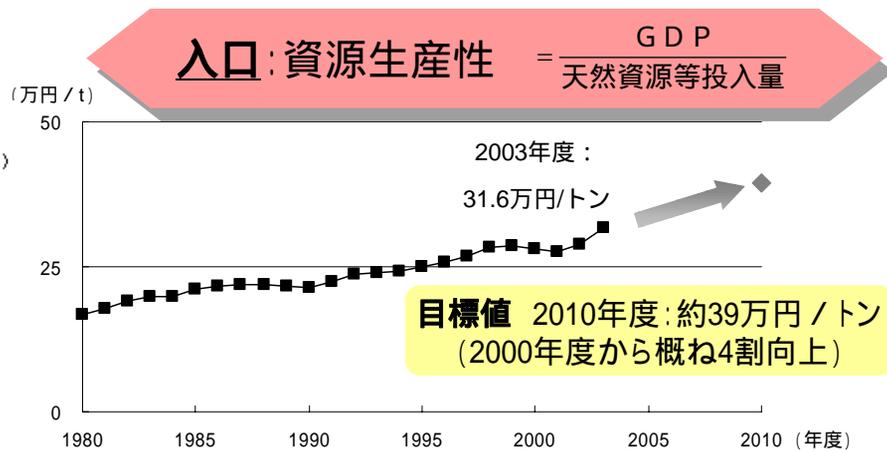


（注）産出側の総量は、水分の取込み等があるため総物質投入量より大きくなる。

（資料）環境省

出典：循環型社会白書（平成17年版）

【資源生産性、循環利用率の推移】



4.我が国の廃棄物・リサイクル対策の成果と課題

【成果】

「片づけられるごみだけ目の前から片づける」、「臭いものに蓋をする」あるいは「安かろう悪かろう」という廃棄物対策をめぐる状況を改善するために「排出事業者責任の強化」、「拡大生産者責任の位置付け」、「循環型社会の形成推進」、「負の遺産の解消」等に取り組んできた。

排出事業者責任の強化については、平成3年、9年、12年の3回にわたる廃棄物処理法の大改正やそれを補完するための平成15年、16年、17年の改正によって対策を進めてきている。

拡大生産者責任の位置付けについては、容器包装リサイクル法を始めとするリサイクル関連法の制定によって、それぞれの制度に定める目標の達成に向けて成果を挙げている。

循環型社会づくりについては、循環型社会形成推進基本法の制定や循環型社会形成推進基本計画の策定、さらには、交付金制度の導入によって、一定の方向が示されたところであり、今後、一層の普及・啓発によって、その加速・強化が図られている。

【課題】

廃棄物の排出量は、平成2年度から横這いしないしは微増傾向となり、平成13年度からはやや減少しているが、排出量の十分な削減は進んでいない。また、廃棄物の最終処分量は、年々減少しているものの、平成14年度の残余年数は一般廃棄物で約13.1年、産業廃棄物で約4.5年であり、最終処分場の確保は大きな課題となっている。